モンゴル国籍の方々の受入れ手続について

1 モンゴル国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の

流れ(手続の解説) http://www.moj.go.jp/content/001321051.pdf



- ▶ モンゴルから新たに受け入れる場合
- ▶ 日本に在留する方を受け入れる場合
- 2 モンゴル国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図(フローチャート)

http://www.moj.go.jp/content/001321050.pdf

- ► モンゴルから新たに来日の場合
- > 日本国内在留者の場合
- 3 モンゴル側の手続きに関する Q&A

http://www.moj.go.jp/content/001321052.pdf



【参考】法務省ホームページ URL

1 在留資格「特定技能」の創設等 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

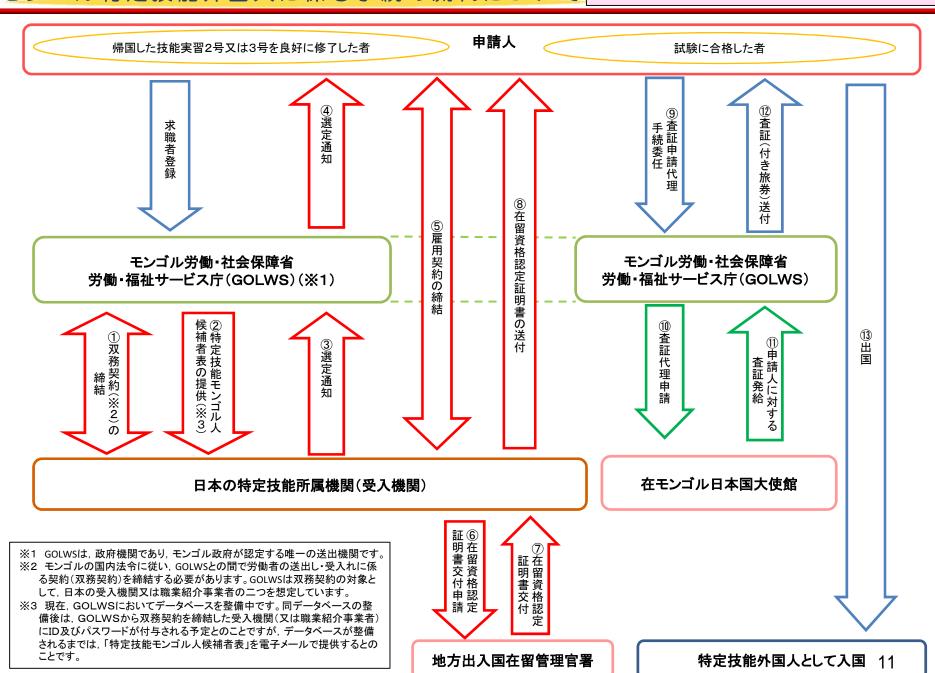


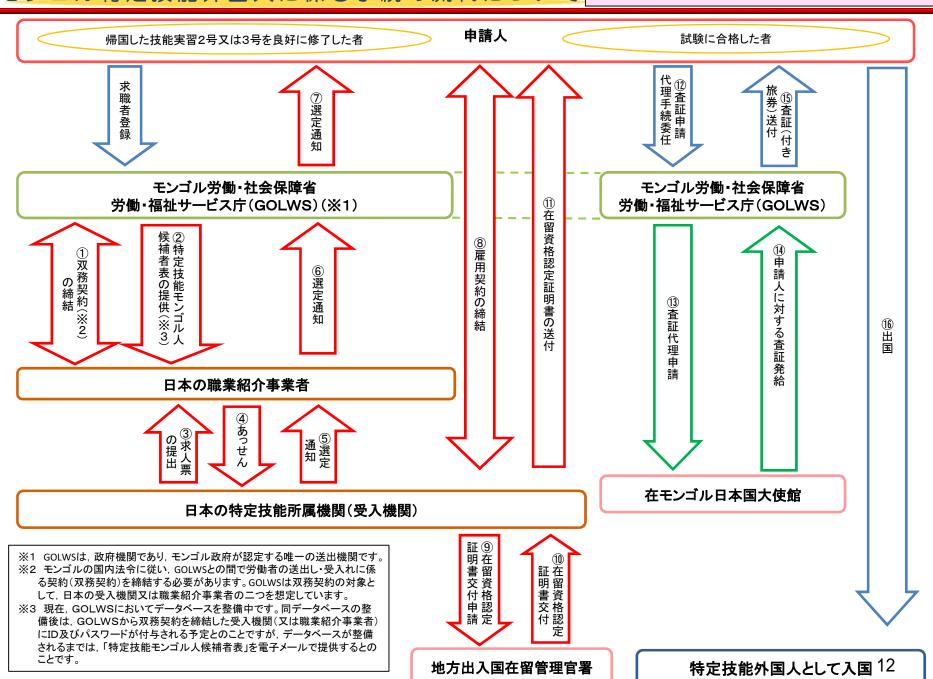
2 各国における手続について

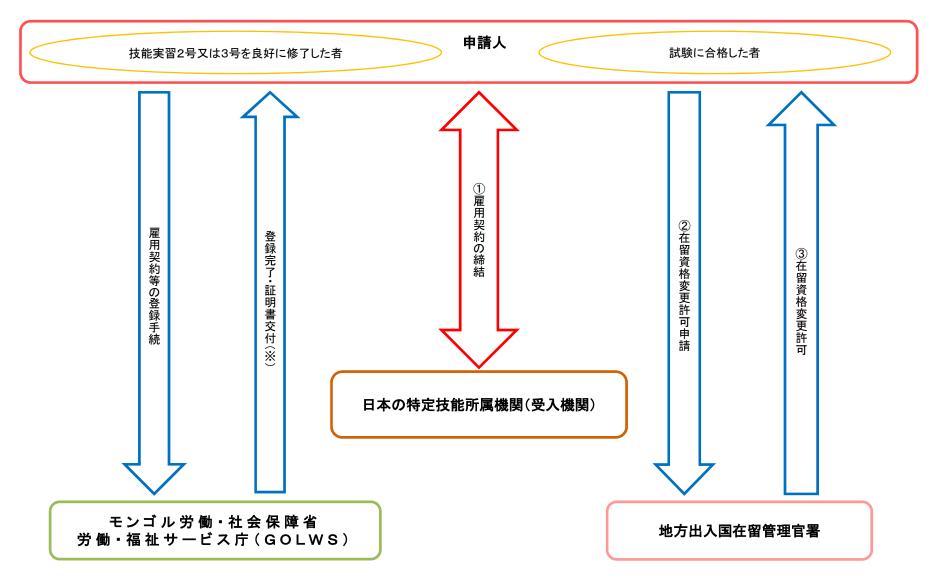
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能PT 代表03-3580-4111







※在留資格変更許可申請において、本証明書は参考資料として提出されるものです。

インドネシア国籍の方々の受入れ手続について

1 インドネシア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ(手続の解説) **ロボー**

http://www.moj.go.jp/content/001316341.pdf

- → インドネシアから新たに受け入れる場合
- ▶ 日本に在留する方を受け入れる場合
- 2 インドネシア国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図 (フローチャート) **ロングロ**

http://www.moj.go.jp/content/001316340.pdf

- ▶ インドネシアから新たに来日の場合
- ▶ 日本国内在留者の場合
- 3 インドネシア側の手続きに関する Q&A http://www.moj.go.jp/content/001316342.pdf

【参考】法務省ホームページ URL

1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



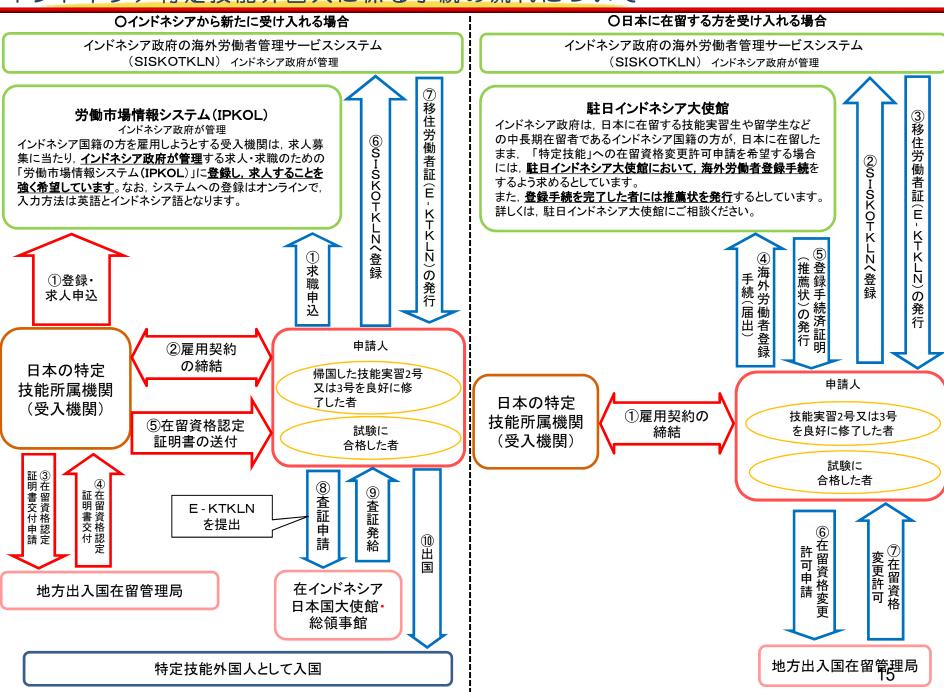
2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能PT 代表03-3580-4111

インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて



タイ国籍の方々の受入れ手続について

- 1 タイ国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ (手続の解説) http://www.moj.go.jp/content/001319079.pdf
 - ▶ タイから新たに受け入れる場合
 - ▶ 日本に在留する方を受け入れる場合



2 タイ国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図(フローチャート)

http://www.moj.go.jp/content/001319078.pdf

- ▶ タイから新たに来日の場合
- > 日本国内在留者の場合



3 タイ側の手続きに関する Q&A http://www.moj.go.jp/content/001319080.pdf



【参考】法務省ホームページ URL

1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



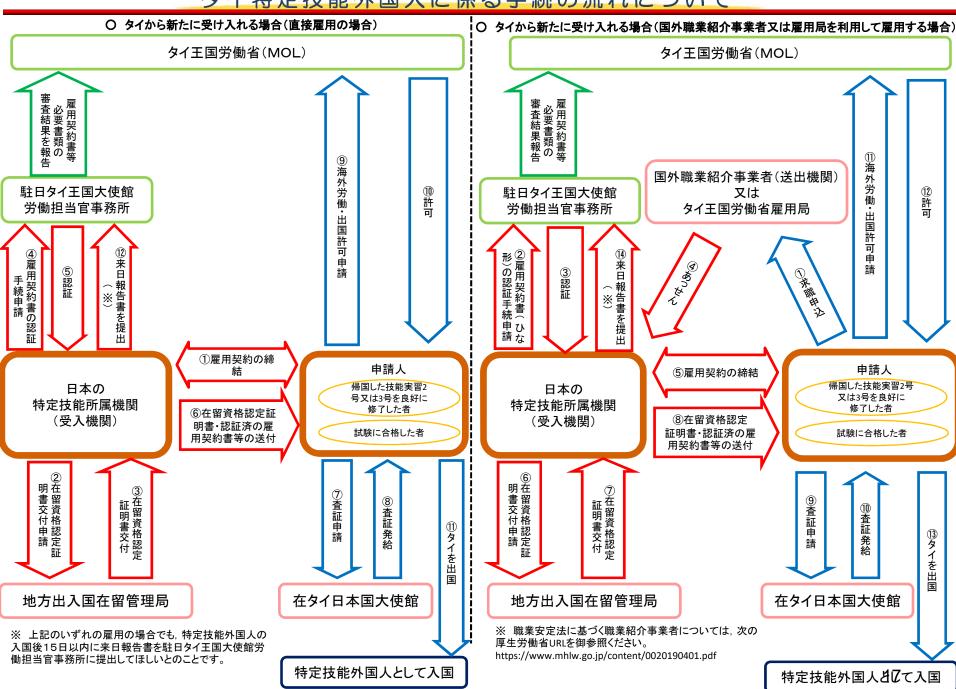
2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



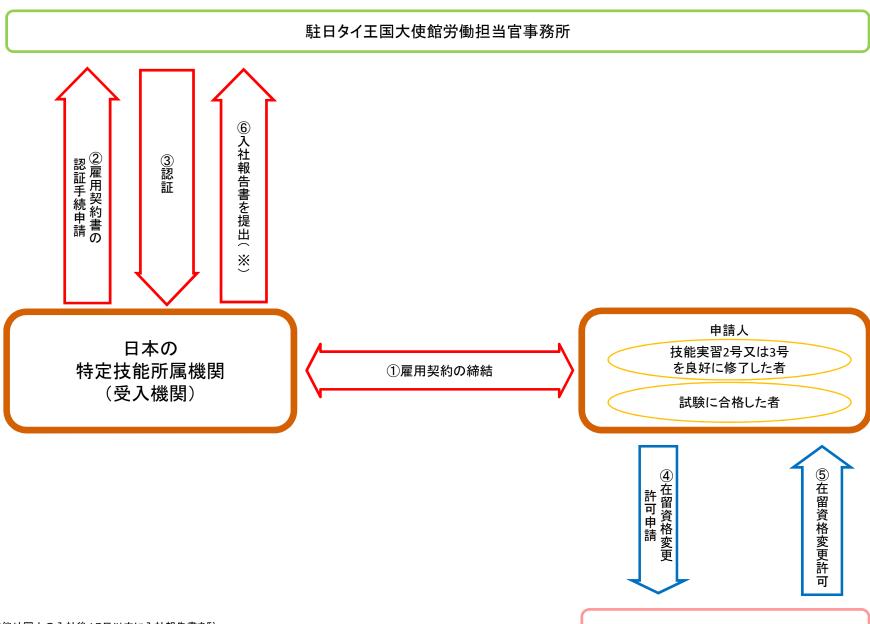
出入国在留管理庁政策課特定技能PT 代表03-3580-4111

タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて



タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

〇日本に在留する方を受け入れる場合



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和2年7月24日現在

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、以下のいずれかに該当する外国人について、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしています(注1)。

「永住者」,「日本人の配偶者等」,「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人(これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。)が再入国許可(みなし再入国許可を含む。以下同じ。)により出国した場合であっても,原則として,特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので(注2,3),上陸拒否の対象地域への渡航を控えていただくようお願いします。

特別永住者の方については,入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので, 上記の各措置により上陸が拒否されることはありません。

- 上陸の申請日前14日以内に添付の表の国・地域における滞在歴がある外国人
- 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
- 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人

(注1) 出入国管理及び難民認定法(抄)

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一~十三 (略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

(注2)

「永住者」,「日本人の配偶者等」,「永住者の配偶者等」又は「定住者」を有する外国人(これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。以下同じ。)が再入国する場合は,以下のとおり,再入国許可により出国した日及び滞在歴のある地域により,特段の事情の有無を判断します。

- ① 4月2日までに再入国許可により出国した場合
 - 原則として、特段の事情があるものとします。
- ② 4月3日から4月28日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、4月29日から追加された14か国、5月16日から追加された13か国、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないもの として上陸拒否の対象となります。
- ③ 4月29日から5月15日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、5月16日から追加された13か国、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないもの として上陸拒否の対象となります。

- ④ 5月16日から5月26日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、5月27日から追加された11か国、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないもの として上陸拒否の対象となります。
- ⑤ 5月27日から6月30日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、7月1日から追加された18か国又は7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - す。 ○ その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないもの として上陸拒否の対象となります。
- ⑥ 7月1日から7月23日までの間に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域のうち、7月24日から新たに追加された17か国・地域に滞在歴があっても、原則として、特段の事情があるものとします。
 - その他の上陸拒否対象地域にも滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないもの として上陸拒否の対象となります。
- ⑦ 7月24日以降に再入国許可により出国した場合
 - 上陸拒否の対象地域に滞在歴があるときは、原則として、特段の事情がないものとして上 陸拒否の対象となります。

(注3)

注2で上陸を許可する場合以外にも、特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に 応じて特段の事情があるものとして上陸を許可する場合もあります。

・ <u>個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国等を許可することのある具体的な事</u> 例 (7月29日現在)

連絡先:出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話:(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

		アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
4月3日までに指定された国・地域		インイ中カフネマンガ、国オィイレートでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	オーストラインド・ジェンド	国	エクドー・エクド・エクド・ス・リップ・ア・ドラング・アン・ボッツ アド・ス・ブラン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	アンメリアンプアリデキビクウガフベボナタモアンアイドニア、ダロチノンアア、ェリラルス、、ン、シ、ラア、英一北、、スススチイ、、スーアルナネトタクンルア国スマギコイペロェツバフ、、・トコグアイセド、エリドシボ、スペロェツバフ、、・トコグアイセス・ア・オ・スススチイ、、オカンルールルモ、ブアイベコ、チャブボールルモ、ブイ、、ト、ア、サウス、ンニ、ノカンルールルモ、ブルアイニオ、クンェロセマ、ハドアドゴルバビヒマルアイニオ、クンェロセマ、ハドアドゴルバビヒマルアイニオ、クンェロセマ、ハドアドゴルバビヒマールターラキロマーバルー・ン、、、ビ		エジゴモロ アンコーコ () () () () () () () () () (
4月29日から追加	14 か 国				アンティグア・ バーブーダ, セン トクリストファー ・ネービス, ドミ ニカ共和国, バル バドス, ペルー	ウクライナ, ベラルー シ, ロシア	アラブ首長国連 邦、オマーン、カ タール、クウェー ト、サウジアラビ ア	ジブチ
5月16日から追加	13 か 国	モルディブ			ウルグアイ, コロンビア, バハマ, ホンジュラス, メ キシコ	アゼルバイジャン, カザ フスタン,		カーボベルデ, ガ ボン, ギニアビサ ウ, サントメ・プ リンシペ, 赤道ギ ニア
5月27日から追加	11 か 国	インド, パキスタン, バングラデシュ			アルゼンチン,エ ルサルバドル	キルギス,タジキスタン		ガーナ, ギニア, 南アフリカ
7月1日から追加	18 か 国				ガイグラット ガイグダー ガーガー ガーガー ガーガー ガーガー ガーガー マングリカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー カ	ジョージア	イラク、レバノン	アルジェリア, エ スワティニ, カメ ルーン, セネガ ル, 中央アフリ カ, モーリタニア
	17か国・地域	ネパール			スリナム, パラグ アイ, ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア、コモロ、 コエラ、カー エラン・ソー・メン・ア・ガン・ア・ガン・ア・ガン・ア・ガン・ア・ガン・ア・ガン・ア・ガン・ア